

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症にかかった場合等の手続について

学生が新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する学校において予防すべき感染症にかかった場合等においては、感染症拡大防止のため、「信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項」に基づき、「出席停止」となりますので、以下のとおり手続を行ってください。

※感染症に関する問合せ：総合健康安全センター

※授業に係る手続に関する問合せ：所属学部の学務係、共通教育窓口

信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項	実際の手続
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要項は、信州大学の学生が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する学校において予防すべき感染症（以下「感染症」という。）にかかった場合等の授業の出席の取扱いに関し、必要な事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する学校において予防すべき感染症の詳細は、総合健康安全センターのウェブサイト以案内を掲載していますので、参照してください。</li> </ul> <p>URL: <a href="https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/kenkou/kenko/seigen.pdf">https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/kenkou/kenko/seigen.pdf</a></p>
<p>(出席停止)</p> <p>第 2 学長は、感染症にかかった学生、かかっている疑いがある学生又はかかるおそれのある学生があるときは、授業への出席を停止させることができる。ただし、オンラインで実施する授業への出席について学生が申し出た場合は、これを妨げない。</p> <p>2 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条の規定を基準として、総合健康安全センター長が決定し、出席停止の理由とともに学生に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症にかかった又はかかっている疑いがある場合は、ACSU にログインし、「【学生用】感染症等発生・消失報告」メニューから「発生報告」登録を行ってください。</li> <li>登録が完了すると、感染症等報告システムから登録完了メール及び出席停止期間通知(始期)メールが送信されます。</li> <li>登録内容について、総合健康安全センターから電話で聞き取りをする場合がありますので、必ず対応してください。</li> <li>症状が消失したら、再度、「【学生用】感染症等発生・消失報告」メニューから「症状消失」登録を行ってください。出席停止期間(終期)通知メールが送信されます。</li> <li>感染症等報告システムから出席停止の旨をメールで通知された学生は、対面で行われる授業への出席が停止されます。</li> <li>体調に支障がなく、オンラインで実施されている授業へ自宅からアクセス可能な場合は、出席しても構いません。</li> <li><u>出席停止期間中、入院していない場合は、自宅待機してください。感染拡大防止のためサークル活動やアルバイト等も行わないでください。</u></li> </ul>
<p>(感染症にかかった場合等の申告)</p> <p>第 3 学生は、感染症にかかった場合又はかかっている疑いがある場合は、速やかにその旨を大学に申告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症等報告システムから出席停止の旨をメールで通知された学生は、対面で行われる授業への出席が停止されます。</li> <li>体調に支障がなく、オンラインで実施されている授業へ自宅からアクセス可能な場合は、出席しても構いません。</li> <li><u>出席停止期間中、入院していない場合は、自宅待機してください。感染拡大防止のためサークル活動やアルバイト等も行わないでください。</u></li> </ul>
<p>(出席停止期間中の授業の扱い)</p> <p>第 4 出席停止期間中の授業については、単位認定要件に係る欠席扱いとしない。</p> <p>2 出席停止期間中に行われる授業の回数が、当該授業の所定の授業回数の概ね 3 分の 1 を超える場合の取扱いについては、その都度当該学生の所属部局及び学生が受講する授業の開講部局間で協議する。</p>	<p>※出席確認システムには出席停止期間は反映されません。</p>

<p>(授業担当教員への情報共有)</p> <p>第5 学生が出席停止となった場合は、当該学生が履修登録している授業の担当教員に情報共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生が出席停止になると、教員が利用するキャンパス情報システムの受講者名簿に出席停止期間が表示されます。</li> </ul>
<p>(授業担当教員への報告)</p> <p>第6 出席停止とされた学生は、第2第2項の通知を示して授業担当教員に出席停止を受けたことを報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症等報告システムから送信された出席停止期間が記載されているメールを授業担当教員に転送または印刷して提示することで、出席停止を受けたことを報告し、出席停止期間中の授業の学修の補充について、教員から指示を受けてください。</li> <li>教員への報告は、状況に応じて、出席停止通知後または症状消失後速やかに行ってください。</li> </ul>
<p>(出席停止とされた学生への配慮義務)</p> <p>第7 第6の報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対し、レポートやe-Learningの活用等の方策により出席停止期間中の学修を補充する支援を行い、当該学生が履修上不利益とならないように配慮しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生から報告を受けた教員は、キャンパス情報システムの受講者名簿に記載されている出席停止期間が学生の申し出と一致するかを確認した上で、学生に対し、出席停止期間中の授業について、レポートやe-Learningの活用等の方策により学修を補充する支援を行います。</li> </ul>
<p>(試験の取扱い)</p> <p>第8 出席停止期間中の試験の取扱いについては、当該授業科目を開講する部局の判断において、追試験の実施やレポート等で対応し、当該学生が履修上不利益とならないように配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該授業の開講部局で追試験制度が定められている場合には、その手続きに従ってください。追試験制度が定められていない場合には、授業担当教員の指示に従ってください。</li> </ul>
<p>附 則</p> <p>この要項は、令和3年4月1日から実施する。</p>	

### 《感染症等発生・消失報告システムの利用手引》

ACSU ログイン後の画面に表示されるメニュー「【学生用】感染症等発生・消失報告」をクリックします。



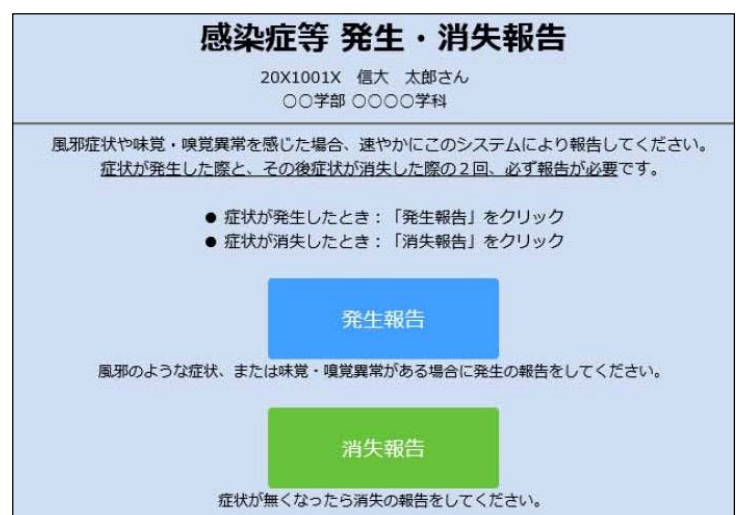
※メニューの表示位置は変更となる場合があります。

#### ●症状が発生した場合：

「発生報告」をクリックすると、発生報告の入力画面に移動します。各画面に表示される指示に従って、必要事項を入力してください。登録が完了すると、登録完了画面に注意事項が表示されるので、必ず確認してください。

#### ●発生報告後、症状が無くなった場合：

「消失報告」をクリックすると、消失報告の入力画面に移動します。各画面に表示される指示に従って、必要事項を入力してください。登録が完了すると、登録完了画面に注意事項が表示されるので、必ず確認してください。



※画面に表示されるメッセージは変更される場合があります。